

野寺町会規約



野 寺 町 会

野寺町会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、野寺町会（以下「本会」と言う。）と称し、野寺一丁目から五丁目の各丁目町会を「各町会」と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は会長宅、もしくは、指定する場所に置く。

(組織)

第3条 本会は、野寺町内に居住する者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、野寺町会会員の親睦と、相互の協力・関係を図ると共に、新座市、並びに他町内会との協調を図り、思いやりのある楽しい地域福祉社会を作ることとする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、指針を定め、円滑なる事業の推進をはかるとともに関係諸団体と連携し、より良い事業の促進をはかる。

1. 会員の為の事業を計画し推進する。
2. 環境保健衛生を図る。
3. 防災並びに防犯及び交通安全対策を図る。
4. 会員の福祉の充実を図ることと、福祉に関する募金活動。
5. 社会教育・体育・健全娯楽・その他文化活動を推進する。
6. 青少年の保護・育成を進める。

第二章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、野寺町会に入会している者をいう。

(会費)

第7条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

1. 会費は、一世帯あたり年間 1,800 円とし、4 月を起算とし、速やかに各町会の会長に納入する。但し、二世帯住宅等、同じ家族で複数世帯が同箇所にあるときは一世帯とみなすことが出来る。
2. 年度途中で会員になったものは、月割にして会費を納入する。
3. 会員は、納入した会費の返還を求めることはできない。

(入会)

第8条 野寺町内に居住する者は、各町会会長の承認を得て入会する。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、あらかじめ本会に、その旨を記載した書面をもって通知し、運営委員会でこれを諮る。

(除名)

第10条 会員が、次の事項に該当するときは、運営委員会において議決により除名できる。

1. 本会の目的遂行に反する行為があったとき。
2. 本会の名誉を傷つけあるいは秩序を乱したとき。

第三章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 運営委員
2. 会長 1名
3. 副会長 2名
4. 会計 2名以下
5. 書記 2名
6. 監事 2名
7. サポーター 数名

第11条の2 本会に応援団を設け、役員を置く。

1. 運営応援団 (野寺自主防災会 会長・各部長)
(新座市社会福祉協議会野寺支部 1名)
2. 実行応援団 (各団体2名以下)

(役員を選任)

第12条 役員は以下の方法により選出し、総会にて、承認をうける。

役員が規定人数に達していないときはその人数を役員数とするが、欠員補充は、総会の承認なしで任期途中でも可能なものとする。

1. 運営委員は、各町会の正副会長がこれにあたる。
2. 会長は、前年度運営委員を経験した者から運営委員の互選により選出する。
3. 副会長は、前年度運営委員を経験した者から運営委員の互選により選出する。
4. 会計並びに書記は、運営委員の互選により選出する。
5. 副会長は書記を相互に兼務することが出来るが会計を兼務することは出来ない。
6. 監事は、本会会員より会長が任命する。
7. サポーターは各町会より選出された者を言うがその他に、運営委員会がサポーターを選出する事が出来る。

第12条の2 応援団は、組織表を運営委員会に提出し、総会にて承認を受ける。

組織員に変更ある場合は本会の総会に報告し、代表者の交代等あれば適宜に報告する。

(役員の仕事)

第13条

1. 運営委員は、各町会と本会との連絡協議をはかり、本会の目的達成のためその任務を遂行する。
2. 会長は、町会を代表し、すべての会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を遂行する。
4. 会計は、会計事務に従事する。
5. 書記は、議事録を作成し、これを報告する。
6. 監事は、会計を監査し、これを総会に報告する。
7. サポーターは運営委員をサポートし、事業遂行の手助けをする。

第13条の2. 運営応援団の本会役員は事業計画から本会運営に参加し、意見を述べるとともに、その会員をもって本会事業に協力する。

2. 実行応援団の役員は、他の実行応援団と協力し、その会員とともに本会事業にスタッフとして参加し、本会の目的達成を進める。

(役員等の手当)

第 14 条 本会の役員手当は、前年度を基準として支給するが、増減あるときは総会の承認を得、これに基づき支給する。

1. 本会の正副町会長のいずれかが議事録を作成した場合、書記の手当では支給されないものとする。
2. 運営委員会選出のサポーターは本会から手当てを支給する。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とし、通常総会をその終始とするものとするも再任をさまたげない。

1. 前項にかかわらず、運営委員が満 80 歳に達したときは、その任期満了をもって退任とする。
2. 任期途中で欠員が生じたときは、1 項の規定にかかわらず運営委員会において後任者を臨時に選任する事が出来る。この者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各項に該当するときは、運営委員会において、出席者の半数以上の同意により、解任することができる。

1. 健康上の理由により、任務の遂行に耐えられないと認められたとき。
2. 任務上の義務違反、その他、役員として、ふさわしくない行為が認められたとき。

第四章 会 議

(会議の種類)

第 17 条 会議は、総会、運営委員会と、その他、必要に応じて会議を開催する。

(会議の招集)

第 18 条 会議は、すべて会長がこれを招集し、議長は、会長、若しくは副会長とする。

(議決)

第 19 条 会議は、議決権を有する者の 1 / 3 以上の出席、若しくは委任状をもって成立をする。

1. 会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数の同意により決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
2. 総会において、同役の新旧役員が共に出席する場合は、議決権は一とし、新任者に議決権があるものとする。

(審議事項)

第 20 条 総会は、毎年一回、通常総会を開催し、前年度の事業報告、及び 決算承認、新年度の事業計画、及び予算の承認、並びに役員を選任、また、規約の改正等、本会の運営に関する必要な事項の決議を行うものとする。

2. 総会には、本会役員が出席するものとする。
3. 臨時総会は、必要に応じて開催する。
4. 運営委員会は、原則として毎月開催し、本会の業務遂行に関する事項を協議する。

(出席者)

第 21 条 総会は役員が出席する他、次のように(傍聴人・質問者・参考人)を定める。

1. 総会の傍聴を希望する会員は予め総会前までに町会長に申し出をするものとし、傍聴人は各町会あたり、最大 2 人までとし、申込み多き時は抽選とする。

2. 傍聴人が会議の進行を妨げることがあったときや、不誠実な行為をしたときは、議長は退場させることができる。
3. 20条2項以外のものが総会において質問を希望する場合は、予め質問の概要を記載した所定の書面を各町会長に提出するものとし、これを運営委員会で協議し、必要あるものは総会で審議するが、その数は最大2件までとする。
参考人は会議の進行上、審議のために必要であると会長が認めた場合には出席し意見を述べていただく。

第21条の2 運営委員会には運営委員の他に運営応援団の代表又は委任者が出席する。

第五章 会 計

(会費)

第22条 会費は各町会町会長が集め、通常総会終了後、三ヶ月以内に会計に納めるものとする。

2. 会員は、納入した会費の返還を求めるとはできない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 各 町 会

各町会に関する規約は野寺町会に適應させるものとするが、各町会ですでに慣例がある場合、或いは適合できない部分は規約に関らずこれに従い、順次、適合させていくものとする。

(各町会役員)

第24条 各町会に次の役員を置く。

1. 町 会 長 1名
2. 副町会長 2名
3. サポーター 数名

第25条 各町会に、上記の役員の中から次の役を任命することができる。

1. 会 計
2. 監 事
3. その他必要な役員

第26条 役員は、各町会の班長・自治会長等の中より選任される。但し、現町会長が次期役員を推薦することができるが、いずれの場合も各町会の総会にて承認をうける。

(任期)

第27条 役員の任期は、野寺町会の役員改選と時期を同じくし、再任を妨げない。また、任期途中で欠員が生じたときは、規定にかかわらず、役員会の承認を得て、後任を選出することができる。尚、後任の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第28条 次の各項に該当するときは、役員会において出席者の半数以上の同意により、解任することができる。

1. 健康上の理由により、任務の遂行に、耐えられないと認められたとき。
2. 任務上の義務違反、その他、役員として、ふさわしくない行為が認められたとき。

(会議)

第 29 条 会議はすべて必要に応じて各町会長がこれを招集し、議長は町会長、若しくは、副会長とする。

2. 各町会の総会は野寺町会の総会にあわせて、先に済ませておくものとする。

第七章 補 則

(補則)

第 30 条 本会規約に定めるもののほか、本会運営の細目に関し、必要な事項は、運営委員会において定める。

第 31 条 本会規約に定めるもののほか、本会各町会運営の細目に関し、必要な事項は、各町会において定めることができる。

附 則

(施行期日)

本規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

(会費改正)

本規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

(会費改正)

本規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(会費改正)

本規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(会費改正)

本規約は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、平成 19 年 5 月 13 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、平成 22 年 4 月 11 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、平成 23 年 4 月 10 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する。

(細目改正)

本規約は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、平成 30 年 4 月 15 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、平成 31 年 4 月 21 日から施行する。

(規約改正)

本規約は、令和 5 年 4 月 23 日から施行する。

事業の詳細(活動内容)

1. 総括
 1. 事業の総括
 2. 学校行事参観・学校応援団協力
 3. 他団体視察・協賛
 4. 事業の会計管理
 5. 配布物管理
 6. 本会会員の拡大を図る
 7. 総会の開催
 8. その他、必要事項
2. 衛生 環境保健衛生をはかる
 1. 市民清掃・公園草刈
3. 防災 防犯・防火・災害・交通安全対策
 1. 町内防犯パトロール
 2. 野寺町会自主防災会による研修会
 3. 消火器、防犯灯等管理者への報告・手配
 4. 新座市等の主催する、防災訓練等参加
4. 福祉 会員の福祉、及び福祉に関する募金活動
 1. 新座市社会福祉協議会野寺支部事業協力。
 2. 社会福祉協議会寄付・協力、活動補助金活用
 3. 日赤へ寄付事業、及び活動補助金活用
 4. 会員の福祉活動に関する支援
5. 文化 社会教育・体育・健全娯楽・その他、文化活動に関すること
 1. 文化祭開催
 2. 市民体育祭参加
 3. 各地の文化に触れる等会員の懇親を深める
6. 青少年 青少年の保護・育成
 1. ファミリーフェスティバルの開催
 2. お祭り、体育祭等、子供を育てる事のできる事業をより良くする
 3. 子供育成の事業を展開する

野寺町会会員として

会員は班長、ゴミ等において当番制であっても、各戸の状況により、互いに協力し、不足している部分は補う等して、老人等に体力等の負担のかからないように話し合い、防犯灯、消火器等の状況に気を配り、不審者を近寄らせないよう、或いは、詐欺にかからないよう、互いに声を掛け、さらには、色々な催し物の参加を通して、野寺町会の会員と関係諸団体の皆様が楽しく、安心して暮らせる町づくりを目指し、それぞれの責任を果たせるよう、一人一人が心がけていきたいと思います。